

群馬県こどもの居場所づくり応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 こどもの健やかな成長には、大人や仲間と関わり合いながら、生きていくのに必要な知識や技術を身につけていく体験が不可欠である。

現在、さまざまな事情で放課後や休日等をひとりで過ごすこどもが増加し、各地域で家庭に代わって安心して過ごせ、大切なことを学べる居場所（以下「こどもの居場所」という。）が求められている。

県では、そうしたこどもの居場所づくりを推進するため、第3条に掲げる事業を実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱によるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、群馬県内で次条第1項に掲げる事業を実施する民間団体とする。

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者（第5条第7号において「暴力団等」という。）であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

3 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。

(1) 出入国管理及び難民認定法による不法就労者

(2) 出入国管理及び難民認定法による不法就労を助長する者

(補助事業)

第3条 この補助金の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

(1) こどもの居場所づくり事業

(2) こどもの居場所地域ネットワークづくり事業

(3) こどもの居場所地域ネットワーク普及啓発事業

2 前項第1号に掲げる「こどもの居場所づくり事業」は、次に掲げる要件を全て満たす事業とする。

(1) 次のいずれかに該当するこどもの居場所づくりであること。

① 食事の提供を含むこどもの居場所（以下「こども食堂」といい、移動式こども食堂を含む。）づくり

② 学習の支援を含むこどもの居場所（以下「学習支援」という。）づくり

- ③ 適切な遊びや様々な体験活動等を通じて生活習慣を身につけることができる事業や相談支援などを含むこどもの居場所（以下「遊び場等」という。）づくり
- (2) 原則として月1回以上定期的にこどもの居場所を提供すること。
 - (3) 1年以上継続して事業を実施する見込みがあること。
 - (4) 団体の構成員の3親等以内の親族を除く概ね5名以上のこどもの利用が見込めること。
 - (5) 利用料は無料又は材料費等の実費相当額とすること。
 - (6) 責任者を1名配置し、利用者及び事業従事者の事故に対応する（食品を提供する場合は、食中毒にも対応する）保険に加入すること。
 - (7) こども食堂を実施する場合は、食品衛生法ほか関係法令通知等を遵守するとともに、管轄する保健所の指導に基づき、所要の衛生管理を行うこと。
 - (8) 食品を提供する場合は、食物アレルギー対策に十分留意し、こどもの健康情報及び緊急連絡先を事前に確認すること。
 - (9) 福祉的な支援を必要とするこどもや保護者を把握した場合には、虐待通報等緊急の場合を除き本人の同意を得て、市町村等と連携を図り、必要な支援に結びつけるよう努めること。
 - (10) 営利活動や宗教的活動、政治的活動を行わないこと。
 - (11) こどもの居場所づくり事業を既に行っている場合、当該こどもの居場所づくり事業を行った日から起算して4箇月以内に第6条に規定する交付申請書を知事に提出すること。
- 3 第1項第2号に掲げる「こどもの居場所地域ネットワークづくり事業」は、次に掲げる要件を全て満たす事業とする。
- (1) 一定の地域においてこどもの居場所を継続的に提供するための情報交換や相互支援を行うことを目的とする組織（以下「地域ネットワーク」という。）を新たに設立すること。
 - (2) 当該地域内において既に活動している地域ネットワークがないこと。
 - (3) 地域ネットワークは少なくとも4団体以上で構成されるものであること。また、そのうち少なくとも2団体以上はこどもの居場所を提供する事業者であること。
 - (4) 年1回以上、構成団体の半数以上が参加する会議又は情報交換会等を開催すること。
 - (5) 前項第10号に掲げる活動を行わないこと。
 - (6) こどもの居場所地域ネットワークづくり事業を既に行っている場合、当該こどもの居場所地域ネットワークづくり事業を行った日から起算して4箇月以内に第6条に規定する交付申請書を知事に提出すること。
- 4 第1項第3号に掲げる「こどもの居場所地域ネットワーク普及啓発事業」は、次に掲げる要件を全て満たす事業とする。
- (1) 前項第3号の要件を満たす地域ネットワークがイベント開催や資料作成等、次のいずれかに該当する普及啓発事業を実施すること。
 - ① 構成団体が提供するこどもの居場所の利用拡大に繋がる事業
 - ② こどもの居場所を提供する事業者の新規設立を促進する事業
 - (2) 地域ネットワークが前号に掲げる事業を実施する場合、原則として構成団体の半数以上が事業に関与し、何らかの役割を担うこと。
 - (3) 第2項第10号に掲げる活動を行わないこと。
- 5 補助金の交付対象となる事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年の1月31日までとする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、次表の第1欄に定める事業の区分に応じ、第3欄に定める補助基準額と、第2欄に定める補助対象経費の実支出額から補助対象経費に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助の割合を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 次表の第2欄に定める補助対象経費は、国や地方公共団体から補助等の財政的支援を受けている経費を除くものとする。

事業の区分	補助対象経費	補助基準額	補助の割合
こどもの居場所づくり事業	こどもの居場所づくり事業を実施するために必要な次に掲げる経費 ・ 備品購入費※ ¹ ・ 消耗品購入費※ ² ・ 印刷製本費（広報に係る経費） ・ 事故や食中毒に対応する保険料 ・ 食品衛生法関係営業許可申請手数料 ・ 食品衛生責任者養成講習会の受講料 ・ その他知事が必要と認める経費 ※ ¹ 備品とは、形状又は性質を変えなくとなく長期間の使用に耐えるもので、取得価格又は評価額（以下「取得価格等」という。）が、50,000円以上のものをいう。以下同じ。 ※ ² 消耗品とは、備品に該当しない物品をいう。以下同じ。	100,000円 （こども食堂、学習支援及び遊び場等のいずれか又は全てのこどもの居場所を提供していない群馬県内の市町村において、その提供していないこどもの居場所づくりを実施する場合（複数の市町村で実施する場合は、提供していない群馬県内の市町村で主に実施するとき）は200,000円。）	10分の10
こどもの居場所地域ネットワークづくり事業	こどもの居場所地域ネットワークづくり事業を実施するために必要な次に掲げる経費 ・ 備品購入費 ・ 消耗品購入費 ・ 印刷製本費（広報に係る経費） ・ その他知事が必要と認める経費	100,000円	
こどもの居場所地域ネットワーク普及啓発事業	こどもの居場所地域ネットワーク普及啓発事業を実施するために必要な次に掲げる経費 ・ 備品購入費 ・ 消耗品購入費 ・ 印刷製本費（広報に係る経費） ・ イベント開催に係る会場使用料 ・ その他知事が必要と認める経費	300,000円 （イベント開催を伴わない場合は100,000円）	

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (2) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、知事が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) (1) から (4) により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 本事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (7) 補助事業の遂行において暴力団等から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報することとする。
- (8) 交付対象事業の着手は、原則として、第7条に規定する補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）を受けて行うものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 知事は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更交付申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する軽微な変更とは、前条の交付決定額の増額を伴わず、かつ補助の目的及び事業の内容に影響を及ぼさないものであって、知事が別に定めるものとする。

3 知事は、第一項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、変更交付決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、交付決定を行った日の属する会計年度の2月15日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定、交付、返還)

第11条 知事は前条の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は前項の規定により、交付すべき補助金の額を確定したときは、精算払により補助金を交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払によることができる。

3 前項の規定により、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

4 すでに確定額を超えて補助金の交付を受けているときは、当該補助事業者は、確定額を超えている部分に相当する額を、知事の定める期限内に返還しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 知事は補助金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助事業者又は補助事業の実施において委託契約などの取引があった者が、群馬県暴力団排除条例(平成22年群馬県条例第51号)第7条に抵触するとき。

(3) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、消費税等仕入控除税額報告書(様式第9号)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月15日までに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(個人情報の保護)

第14条 補助事業者が補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、補助事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

2 補助事業者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年群馬県条例第76号)に規定する内容を遵守しなければならない。

(補助金の経理等)

第15条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加し

た価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(活動状況等の確認)

第16条 知事は、第10条に規定する実績報告書が提出された日の属する会計年度の翌会計年度以後の期間においても、補助事業者が引き続き第3条第2項、第3項又は第4項に掲げる要件を満たしているか否かを確認することができるものとする。

(その他)

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月14日から施行する。